

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和八年二月二十七日から同年六月二十九日までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和八年二月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トナリエ大和高田

所在地 大和高田市幸町三番一八号

二 変更のあった事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）届出書添付別紙（変更前）のとおり

（変更後）届出書添付別紙（変更後）のとおり

三 変更年月日

令和七年十二月一日

四 届出年月日

令和八年二月六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年二月二十七日から同年六月二十九日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで